（役員）

第百七十五条　組合に、役員として、理事三人以上及び監事二人以上を置く。

２　組合に、役員として、理事長一人を置き、理事の互選によりこれを定める。

３　第二十一条から第二十五条まで（同条第一項後段を除く。）の規定は、組合の役員について準用する。

（総会の組織）

第百七十六条　組合の総会は、総組合員で組織する。

（総会の決議事項）

第百七十七条　次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　事業計画の変更

三　借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法

四　経費の収支予算

五　予算をもって定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約

六　賦課金の額及び賦課徴収の方法

七　敷地権利変換計画及びその変更

八　組合の解散

九　その他定款で定める事項

（総会の招集及び議事についての規定の準用）

第百七十八条　第二十八条の規定は組合の総会の招集について、第二十九条の規定は組合の総会の議事について、それぞれ準用する。この場合において、第二十八条第五項中「第九条第一項」とあるのは「第百六十八条第一項」と、第二十九条第三項中「次条」とあるのは「第百七十九条」と読み替えるものとする。

（特別の議決）

第百七十九条　第百七十七条第一号及び第二号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項並びに同条第八号に掲げる事項は、組合員の議決権及び分割実施敷地持分（分割実施敷地に存する建物（専有部分のある建物にあっては、専有部分）を所有するための当該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ。）の割合の各四分の三以上で決する。

（総代会）

第百八十条　組合員の数が五十人を超える組合は、総会に代わってその権限を行わせるために総代会を設けることができる。

２　総代会は、総代をもって組織するものとし、総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。ただし、組合員の総数が二百人を超える組合にあっては、二十人以上であることをもって足りる。

３　総代会が総会に代わって行う権限は、次の各号のいずれかに該当する事項以外の事項に関する総会の権限とする。

一　理事及び監事の選挙又は選任

二　前条の規定に従って議決しなければならない事項

４　第二十八条第一項から第四項まで及び第六項並びに第二十九条（第三項ただし書を除く。）の規定は組合の総代会について、第三十一条第五項の規定は総代会が設けられた組合について、それぞれ準用する。

（総代）

第百八十一条　総代は、定款で定めるところにより、組合員が組合員（法人にあっては、その役員）のうちから選挙する。

２　総代の任期は、三年を超えない範囲内において定款で定める。補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。

３　第二十一条第二項及び第二十三条の規定は、組合の総代について準用する。この場合において、同項中「前項本文」とあるのは、「第百八十一条第一項」と読み替えるものとする。

（議決権及び選挙権）

第百八十二条　組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。

２　組合員は書面又は代理人をもって、総代は書面をもって、議決権及び選挙権を行使することができる。

３　組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

４　第二項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第百七十八条及び第百八十条第四項において準用する第二十九条第一項の規定の適用については、出席者とみなす。

５　代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。

６　代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

（定款又は事業計画の変更）

第百八十三条　組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

２　第百七十条の規定は事業計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）の認可の申請があった場合について、第百七十一条及び第百七十三条の規定は前項の規定による認可について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「組合の成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又は事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第百八十三条第一項の規定による認可があった際に従前から組合員であった者以外の」と読み替えるものとする。

３　組合は、事業に要する経費の分担に関し定款又は事業計画を変更しようとする場合において、敷地分割事業の実施のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。

（経費の賦課徴収）

第百八十四条　組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。

２　賦課金の額は、組合員の有する建物の位置若しくは床面積又は分割実施敷地持分の割合等を考慮して公平に定めなければならない。

３　組合員は、賦課金の納付について、相殺をもって組合に対抗することができない。

４　組合は、組合員が賦課金の納付を怠ったときは、定款で定めるところにより、その組合員に対して過怠金を課することができる。

（審査委員）

第百八十五条　組合に、この法律及び定款で定める権限を行わせるため、審査委員三人以上を置く。

２　審査委員は、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから総会で選任する。

３　前二項に規定するもののほか、審査委員に関し必要な事項は、政令で定める。

第四款　解散

（解散）

第百八十六条　組合は、次に掲げる理由により解散する。

一　設立についての認可の取消し

二　総会の議決

三　事業の完了又はその完了の不能

２　前項第二号の議決は、敷地権利変換期日前に限り行うことができるものとする。

３　組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。